

図書館利用に障害のある人々へのサービス

2016年10月24日

日図協中堅職員ステップアップ研修(1)

埼玉県立久喜図書館 佐藤聖一

1 「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」の基本理念

(1) 「障害者」の定義の変化

「国際障害分類」→「国際生活機能分類」から

- ①医学モデル 個々の障害から治療、リハビリテーション、社会復帰を考える
- ②社会モデル 社会的不利益→それよりも「環境因子」が重要では
- ③障害を個々の障害と環境因子の複合としてとらえる

(2) 「障害に基づく差別」(権利条約第2条 定義)

- ①障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限
- ②合理的配慮の否定を含む 「過度な負担にならずに合理的に考えてできること」
→合理的配慮ができるのにそれをしないと差別になる

(3) 障害者差別解消法のポイント

- ①「不当な差別的取扱いの禁止」
- ②「社会的障壁」を除去するための「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」

2 図書館における「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」「基礎的環境整備」(後で配布資料「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を参照してください)

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

- ①不当な差別的取扱いとは
- ②不当な差別的取扱いの例
- ③不当な差別的取扱いに当たらないものの例

(2) 社会的障壁

- ①社会的障壁の意味
- ②具体例(ガイドラインにもあります)

(3) 合理的配慮

- ①個々の依頼を受けて、何らかの方法で図書館の利用を保障するもの→サービス・支援・工夫・ルールの修正・代替え方法による提供等
- ②個々に、合理的配慮ができるかどうかを検討・判断する
→利用者や図書館の状況により判断
- ③過度な負担でないこと→やらない理由に安易にしてはならない
- ④同じ合理的配慮が長期的にある・回数がある→基礎的環境整備として整える

(4) 基礎的環境整備

- ①あらゆる利用者が利用できるようにあらかじめ整えておくこと
- ②施設設備だけではない→サービスや資料が重要
- ③現状ですぐにでもできることから始めて、計画的に整備を進める
- ④基礎的環境整備を行うことで、今まで利用できなかった人の新たな利用が生まれる
- ⑤本当の目標→基礎的環境整備が整えられ、個々の合理的配慮を依頼せずに、図書館の利用が保障されている状態

(5) 障害者差別解消法の理念と、従来の福祉的サービスとの違い

3 障害者サービスとは何か 障害者差別解消法との関係

(1) 障害者サービスへの誤った認識

- ①視覚障害者サービスではない
- ②障害者を対象とした、「特別な」「対象別」サービスではない
- ③恩恵的、福祉的サービスではない

(2) 誰もが高齢者になる、障害者になるかもしれない→他人のことではない

(3) ノーマライゼーション社会の実現とバリアフリー・ユニバーサルデザイン

(4) 障害者サービスの定義と目的

定義「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

目的「すべての人にすべての図書館サービス・資料を提供すること」

(5) 定義と目的から分かること

- ①誰もが使える図書館にするのは誰が行うのか
- ②図書館のすべてのサービスの基礎
- ③障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある
→図書館のサービスを誰もが使えるようにしなくてはならない→障害者差別解消法と同じ理念

4 障害者サービスの対象「図書館利用に障害のある人」

(1) 図書館利用の障害

- ①物理的障害
- ②資料利用の障害
- ③コミュニケーションの障害

(2) 具体的障害

- ①身体障害者（肢体・聴覚・視覚・内部・重複等）
- ②精神障害者

- ③知的障害者
- ④発達障害者→学習障害者→ディスレクシア等
- ⑤高齢で利用に障害のある人
- ⑥入院患者、いわゆる寝たきり状態の人
- ⑦施設入所者
- ⑧受刑者等矯正施設入所者
- ⑨妊産婦、病気やけが等による一時的な障害状態
- ⑩在日外国人、日本国籍はあるが日本以外の文化的背景を基礎にしている人
- ⑪戸籍上の性や名前に違和感のある人

(3) 障害者は情報障害者

- ①そもそも障害者が使える形の情報が販売されていない
- ②情報機器が使えない、使いにくい→アクセシビリティの問題
- ③資料や情報機器が購入できない→経済的な問題

5 障害者サービスの手法

(1) 資料を何らかの方法で利用者の手元にとどけるもの

「郵送貸出」「宅配サービス」「施設入所者へのサービス」「入院患者へのサービス」「矯正施設入所者へのサービス」「電子書籍の配信サービス」等

(2) 資料を利用者の使える形に変換して提供するもの

「対面朗読」「拡大文字資料」「点字資料」「録音資料（テープ）」「DAISY（デイジー）資料」「リライト・LLブック」「布の絵本、触る絵本」「ピクトグラム」「字幕・手話入り映像資料」等

(3) 図書館の利用を支援するもの

- ①施設設備の整備
- ②開催する催し物への障害者対応
- ③コミュニケーションの確保（点字・手話・外国語等のできる職員の配置）
- ④障害者・高齢者に配慮した、ウェブページ、利用者 OPAC、コンピュータ
- ⑤読書支援機器・用具の設置（拡大読書器、リーディングトラッカー、デイジー再生機、音声パソコン、音声読書機、磁気誘導ループ等）

6 障害者サービス用資料

(1) 資料の種類

- ①点字（図書、雑誌、絵本）
- ②録音（カセットテープ→音声 DAISY）
- ③DAISY（マルチメディア DAISY、テキスト DAISY）
- ④大活字本、拡大写本
- ⑤リライト、LLブック（優しく書き直した本）
- ⑥布の絵本、触る絵本

- ⑦ピクトグラム（絵文字）
- ⑧字幕手話入り映像資料、副音声つき映像資料

(2) 資料の入手方法

- ①購入
- ②相互貸借による入手
- ③自館製作

(3) 全国的な相互貸借システム 障害者サービス用資料のデータベースとデータ配信

- ①「サピエ図書館」（点字図書館のデータ）、「国立国会図書館サーチ」（公共図書館等のデータ）
- ②全国総合目録→資料の検索
- ③オンラインリクエスト（サピエのみ）
- ④資料データのダウンロード

(4) 図書館が資料を製作するのはなぜか

7 障害者サービスの簡単な歴史

(1) 障害者サービスの始まり（戦前の障害者サービス）

- ①明治初期 凸字図書、点字の発明
- ②全国各地に、視覚障害者団体・盲学校が運営する点字文庫・盲人用閲覧室
- ③東京市本郷図書館の点字文庫（対象 5、1916 年）→全国に拡大
- ④昭和 24 年の点字図書館法制化→サービスの撤退

(2) 新たな視点による障害者サービスの始まり（都立日比谷図書館の対面朗読、録音資料の製作・貸出） 昭和 44、1969 年）

- ①視覚障害者→図書館に期待、図書館→障害者を改めて認識
- ②視覚障害者読書権保障協議会による読書権アピール「視読協アピール」 昭和 46・1971 年

(3) 視覚障害者サービスの発展

- ①国際障害者年（1981）と、その後の障害者の 10 年
- ②点字図書館との連携の強化
- ③障害者用資料の進化（オープンリール→カセットテープ→DAISY）製作数の増大

(4) 利用対象者の拡大

- ①視覚障害者→視覚障害者等（活字による読書の困難な人）→図書館利用に障害のある人
- ②IFLA 東京大会（1986） 部会による利用対象者の拡大提案
- ③DAISY 等、さまざまな障害者が使える資料の登場
- ④2009 年 6 月の著作権法改正（後述）

- ⑤障害者の権利条約、差別解消法による障害者への合理的配慮の義務化（後述）
- ⑥電子書籍の可能性（後述）

8 各サービスの実施方法

- (1) 障害者サービスの方法、相互協力とネットワーク
- (2) 対面朗読（対面音訳、対面読書）
 - ①対面朗読とは
 - ・「閲覧」をすべての人に保障するもの
 - ・図書館が主体となる対面朗読
 - ・予約制と常駐制
 - ②利用対象者
 - ③誰が音訳するのか（職員か図書館協力者・音訳者か）
 - ④対面朗読で扱う資料
- (3) 録音資料・点字資料・デージー資料・CDの郵送貸出
 - ①郵送貸出の方法
 - ②全国的な相互貸借システムと総合目録の活用（前述）
- (4) 資料（録音・点字図書等）製作
- (5) 郵送貸出（一般図書資料）
 - ①心身障害者用ゆうメールの活用
 - ②宅配業者の利用
- (6) 職員による宅配サービス
- (7) 施設入所者、入院患者へのサービス
 - ①さまざまなサービス形態
 - ②施設の実情に合わせて行う
- (8) 受刑者等矯正施設入所者へのサービス
- (9) 多文化サービス
- (10) 高齢で利用に障害のある人へのサービス
 - ①拡大文字資料、拡大読書機
 - ②従来からある障害者サービス（対面朗読、宅配サービス、郵送貸出、録音資料の利用）
 - ③高齢者のための資料コーナー、催し物

「障害者サービス 今後の展望」

9 障害者サービスと著作権法（詳しくは JLA 図書館実践シリーズ 26 「障害者サービスと著作権法」を参照）

（1）関連条文

- ①第30条「個人使用の複製」
- ②第31条「図書館における複製」
- ③第37条「点字による複製」
- ④第37条第3項「視覚障害者等のための複製等」
- ⑤第37条の2「聴覚障害者等のための複製等」

（2）2009年6月の著作権法改正（第37条第3項など）

- ①「障害者サービス著作権ガイドライン」と合わせて運用する（日図協ウェブページで公開）
 - 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」
- ②製作できる資料を例示
- ③利用できる人を例示、登録のための具体的方法を提示
- ④同じものが販売されている場合の取り扱いを提示

（3）図書館が行えるようになったこと

- ①利用対象者の大幅拡大「視覚による表現の認識に障害のある人」→目による読書が困難な人（視覚障害・高齢等で目が不自由な人、発達障害等で内容が分からない人、物理的に本が利用できない人等→障害者手帳の有無は関係ない
- ②さまざまな障害者用資料の製作が自由にできる
- ③資料の貸出、インターネット配信、譲渡ができる。
- ④製作施設相互に、資料の複製、ダウンロードしたもののコピーができる。

（4）WIPO 障害者のための著作権条約「マラケシュ条約」をテコにした法改正の動き

10 DAISY、電子書籍の可能性

（1）音声 DAISY、マルチメディア DAISY、テキスト DAISY

- ①アクセシブルなデジタル図書
- ②文字・音声・画像がシンクロして再生
- ③さまざまな障害者が利用できる

（2）DAISY の再生環境の整備

- ①専用再生機（主に視覚障害者、福祉の割引制度あり）
- ②パソコン（無料と有料の再生ソフト）
- ③スマートフォンやタブレット端末用再生アプリ→視覚障害以外の利用者への普及
- ④一部の IC レコーダー

(3) 障害者用資料データの収集と配信サービス（障害者個人の利用）

- ①「サピエ図書館」「国立国会図書館サーチ」
- ②資料の検索、ストリーミング再生、ダウンロード利用（障害者は無料）

(4) 電子書籍の可能性→現状ではほとんどがアクセシブルでない（利用者と開発者の隔たり）

- ①アクセシブルな電子書籍のデータ形式
- ②アクセシブルな再生ソフト
- ③自宅での利用が可能
- ④DAISY4 と EPUB3 の統一

1 1 障害者への情報提供はどこが行うものなのか

(1) 基本、情報を出しているところが障害者への情報保障を行う

- ①例、市役所の文書は市役所が、民間企業からの通知はその企業が、個人運営のサイトはサイト製作者が
- ②出版社→アクセシブルな電子書籍の発行、最低でもテキストデータの提供
- ③図書館→すべての人に図書館を利用してもらえるようにする

(2) 図書館はすべての障害者の情報提供総合窓口

- ①図書館は障害者・高齢者を含むすべての利用者の登録ができる（障害者サービスを実施していれば）
- ②全国3200以上の図書館が窓口
- ③図書館を基点に全国の図書館・学校・点字図書館・施設・ボランティア等と繋がる
→そこに障害を持つ利用者がいる
- ④多彩なサービス方法を持っている→対面朗読、郵送貸出、宅配サービス、施設入所者へのサービス、インターネットによる提供等

○障害者サービスを学ぶための参考資料

- 1 「1からわかる図書館の障害者サービス 誰もが使える図書館を目指して」
佐藤聖一 学文社 2015年3月

- 2 JLA 図書館実践シリーズ 26 「障害者サービスと著作権法」
日本図書館協会障害者サービス委員会・著作権委員会共編 2014年9月

- 3 「図書館のアクセシビリティ「合理的配慮」の提供へ向けて」
野口武悟・植村八潮編著 株式会社 JUSONBO 2016年8月

- 4 「本と人をつなぐ図書館員 障害のある人、赤ちゃんから高齢者まで」 山内薫著
読書工房（2008年1月）

- 5 IFLA の障害者サービス関連指針（ガイドライン）